

# 暴風警報発令中及び解除時の対応について（令和3年度訂正版）

神原中学校

## 1 暴風警報が発令された場合・・・学校は臨時休校になります。

※臨時休校となる判断の要件

休校の判断は校長が行いますが、次の要件を満たした場合は、校長が判断したものと見なし休校になります。

### (1) テレビやラジオで「暴風警報」が発令されたとき。

本県では、マスコミ、気象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休校」のお知らせを流すことになっています。休校かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休校のテロップは、警報発令より遅れることがあります。暴風警報が発令されたら「臨時休校のお知らせ」が流れなくてもお休みとなります。

## 2 暴風警報が解除になった場合

(1) 5:59までに解除になった場合	平常通り授業を行います。【給食はあります】 * 停電・断水等により給食が準備できない場合があります。
(2) 6:00～9:59に解除になった場合	解除の時刻から1時間後に授業を始めます。 * 給食がある場合は、午後まで授業があります。 * 給食がない場合は、4校時で終了になります。
(3) 10:00～11:59の間に解除になった場合	午後1時30分から授業（3時間）を始めます。 * 給食はありませんので、食事を済ませてから登校させてください。
(4) 12:00以降に解除になった場合	引き続き臨時休校です。（登校させないでください。）
(5) 暴風警報が解除されたが、大雨特別警や報河川の氾濫等安全面が確保できない場合	引き続き臨時休校とします。（登校させないでください。）その際は、学校より本校ホームページ・じんじんメール・電話等で連絡します。

## 3 安全の心得

### (1) 登校前の注意

テレビやラジオの台風情報を見たり聞いたりして、情報を早めにキャッチし、本通知をもとに登校するか、自宅学習になるかを確認してください。判断が難しい場合は学校に問い合わせてください。（但し、緊急連絡等がありますので、上記2を参考にしてできる限り控えるよう協力をお願いします。）

### (2) 暴風警報解除後登下校の注意

風や雨が強い場合、足下や上からの落下物、河川や用水路の増水等にも十分注意し登校してください。見通しの悪い中、車両なども出勤を急いでいます。交通事故にも十分気をつけて登下校してください。

### (3) 台風による臨時休校時の自宅での過ごし方

- ① 暴風警報発令中、解除しても風がおさまるまでは外に出ないでください。
- ② テレビ・ラジオ等での最新情報に十分気をつけてください。
- ③ 家族一緒に暴風対策を行い、非常事態に備えてください。
- ④ 家庭学習（神原ノートなどの自主学習）に取り組んでください。